

上牧町まちづくり基本条例による取組状況及び評価について【平成27年度】

総務部 政策調整課

平成26年4月1日に施行した上牧町まちづくり基本条例第37条の規定による平成27年度における取組状況及び評価については、次のとおりです。

上牧町まちづくり基本条例（抜すい）

（取り組み状況の評価）

第37条 町は、毎年定期的にこの条例の取り組み状況の評価し、その結果を公表しなければなりません。

① 町職員の責務及び行政組織の編成

- 平成27年5月20日に政策調整課主催の平成27年度新規採用職員に対する研修に際して、上牧町まちづくり基本条例制定の経緯、主旨、理念及び内容についての説明を行いました。
- 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正し、同宣誓書に上牧町まちづくり基本条例を遵守する旨の記述を追加しました。
- 縦割り行政の弊害を解消すべく、部局横断的な取組みとしては、「上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと総合戦略」策定のプロセスとして、役場職員のうち若手及び中堅に属する職員で構成する若手職員ワークショップを、平成27年10月21日と11月13日の2回開催し、議論を行いました。

成果・課題

本町の最高規範たる上牧町まちづくり基本条例の遵守義務に関する動機づけを新規採用職員に対して行うことができ、意義のあるものと考えています。

町民の参画、協働を基本とした政策を推進していくうえにおいては、全ての職員が共通理解のもと、一丸となって取り組んでいくことが必要です。「参画・協働」に対する意識は、一定高まりつつありますが、今後も職員研修の実施等を通じて職員の意識改革を継続して行い、町民意識の変革に繋がっていくことを期待するものです。

上牧町まちづくり基本条例（抜すい）

（町職員の責務）

第14条 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。

2 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。

（組織の編成）

第16条 町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を上げるよう組織づくりを行うものとします。

2 町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。

3 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。

②審議会等における公募による町民の任用について

「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」の運用状況として、各計画策定の際の審議会等に、公募による町民任用を実施しており、適切に運用されています。

※平成27年度の運用状況

- (1) 上牧町地域福祉計画策定委員の公募【福祉課】
H27.06.02～H27.06.24 20歳以上の町内在住者：2名
- (2) 上牧町総合計画審議会委員の公募【政策調整課】
H27.06.29～H27.07.15 町内在住者の方で20歳代2名、30歳代2名、40歳代1名
50歳代1名、60歳代1名：計7名
- (3) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会委員の公募【政策調整課】
H27.06.29～H27.07.15 町内在住者の方で20歳代2名、30歳代2名、40歳代1名
50歳代1名、60歳代1名：計7名
- (4) 上牧町介護保険事業地域包括支援センター運営委員の公募【生き生き対策課】
H27.09.28～H27.10.09 40歳から64歳の町内在住介護保険第2号被保険者：2名
65歳以上の町内在住介護保険第1号被保険者：2名

成果・課題

審議会等の会議開催の事前周知、会議傍聴、議事録の公開は、徹底されているものと認識しています。町民からの委員募集に際しては、募集に応じていただける方の数が少ないというのが現状です。また、当該委員として応募いただいた方にも「年齢」や「住所」においてばらつきが生じており、広く町民の意向を町政に反映させるという目的達成のためには、募集の段階において、「年齢」「性別」「住所」等の属性ごとの定数を定めて行うことも検討すべきであるとの考えから平成27年度は、上牧町総合計画審議会委員、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略審議会委員の募集段階において、年齢要件を設定のうえ行い、ある一定の成果があったと考えます。

上牧町まちづくり基本条例（抜粋）

（審議会等）

- 第33条** 町は、町が設置する審議会その他の附属機関（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければなりません。
- 2** 町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければなりません。
- 3** 町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければなりません。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。

③町民との協働によるまちづくり

●パブリックコメント

パブリックコメントの実施状況については、各種計画策定の際に、パブリックコメントを実施しており、適切に運用されています。

※平成27年度のパブリックコメント実施状況

(1) 上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)

【政策調整課】

H28.02.01～H28.02.15

(2) 上牧町地域福祉計画(素案)【福祉課】

H28.02.15～H28.02.29

●上牧町総合計画策定に伴う町民ワーキング会議の実施

上牧町総合計画素案づくりに際して、町民目線での意見に耳を傾け、町の実情と向き合う機会として、町民と町職員などによるワーキング会議を4回実施いたしました。本町の将来を見据え、幅広い意見を出してもらい、本町が目指すべきまちの将来像を一緒に考えていただきました。

※開催及び参加状況

第1回	平成27年11月21日	町民24名	(住民6名	学識経験者1名	大学生9名	町職員8名)
第2回	平成27年12月19日	町民27名	(住民7名	学識経験者1名	大学生11名	町職員8名)
第3回	平成28年1月23日	町民25名	(住民7名	学識経験者1名	大学生10名	町職員7名)
第4回	平成28年2月20日	町民16名	(住民6名	学識経験者1名	大学生6名	町職員3名)

●災害図上訓練の実施

地域住民の方々が住んでいる地域の災害危険性を把握し、地震災害が起こったとき、どのように対応するとよいかを、訓練参加者が地図を囲みながら議論し、気づきを得て、その情報を地域全体で共有し、防災意識を高める機会とすることを目的とした災害図上訓練を実施いたしました。

※開催及び参加状況

平成27年10月22日 21自治会 町民49名

成果・課題

パブリックコメント制度においては、上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に3件ご意見をいただきました。意見提出件数の多寡が直接的な問題になるわけではありませんが、案件に対する関心が一般的に低いことが意見の少なさに表れていることも考えられるので、当該手続に関する情報についても改善の余地はあると考えます。また、パブリックコメントの周知についても、引き続きホームページ等を通じて実施していきたいと考えます。

町民と協働によるまちづくりの推進については、町民の参画機会が増加しており、成果が上がっていると考えます。

上牧町まちづくり基本条例(抜粋)

(執行機関の責務)

第13条 執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実かつ迅速に職務を執行しなければなりません。

2 執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。

④広域連携等

・奈良県立大学と上牧町の包括的連携協定

今後、急激な人口の減少と高齢化が予想され、多様化・高度化する町民ニーズや地域課題に対し、地域性を活かした賑わいのある住みよいまちづくりを進めるためには、専門的知見を有する大学研究機関と連携し、事業の立案・実施・評価・改善を実施することで、地域の実情に合わせた魅力ある街づくりを進めることが重要かつ必要であり、上牧町まちづくり基本条例で目的と定めました町民、議会及び執行機関が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会の実現のためにも必要であることから奈良県立大学と連携協定を締結しました。

※連携事業

- (1) 上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定への協力
- (2) 上牧町総合計画策定への協力
- (3) 上牧町主催イベント（ペガサスフェスタ）への協力
- (4) 滝川における清らかな水辺の創造計画への協力
- (5) 学生インターンシップ（試験実施）

成果・課題

奈良県立大学と上牧町の包括的連携協定においては、多様化・高度化する町民ニーズや地域課題に対し、地域性を活かした賑わいのある住みよいまちづくりを進めるため、専門的知見を有する奈良県立大学と協定を結び、上牧町総合計画策定や滝川における清らかな水辺の創造計画等に協力していただき、多様な視点からの助言や意見をいただくことにより、より良いものになったと考えます。

上牧町まちづくり基本条例（抜すい）

（広域連携）

第36条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません。

⑤上牧町まちづくり基本条例と既存の条例等との整合性確認

上牧町まちづくり基本条例は、本町のまちづくりの基本理念や原則を総合的に規定する最も重視すべき最高規範性を有する条例として位置づけていることから、既存の条例と本基本条例との整合性を図りました。

成果・課題

上牧町まちづくり基本条例施行前に整合性について十分に検討しましたが、再度整合性を確認し、既存の条例と本基本条例が、整合していることを確認しました。

上牧町まちづくり基本条例（抜すい）

（最高規範性）

第4条 この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。

2 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。

⑥選挙公報の発行

「上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」を制定【平成26年9月29日施行】し、平成27年4月26日執行の上牧町議会議員選挙から選挙公報を発行しました。

成果・課題

有権者たる町民にとって、町政に関する候補者の考えや公約は、重要な情報であり、この度の上牧町議会議員選挙から選挙公報が、初めて発行されたことにより、町民が候補者を選定する際の参考になり、投票率が前回の選挙より4.93%上昇し、52.51%になったことから、町民の関心が向上し、一定の成果があったと考えます。

上牧町まちづくり基本条例（抜粋）

（選挙公報等）

- 第31条** 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。
- 2** 町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。
- 3** 選挙公報の発行に関する詳細については別途定めます。